

足立区議会議会運営委員会規約

(平成3年6月14日全員協議会決定)
改正 平成7年5月26日区議会議長決定
平成12年3月31日区議会議長決定
平成26年4月1日区議会議長決定
平成26年9月1日区議会議長決定

(目的)

第1条 この規約は、足立区議会委員会条例(昭和31年足立区条例第6号。以下「条例」という。)第4条の規定により設置する議会運営委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会派)

第2条 議員が会派を結成するときは、所属議員2名以上を必要とする。

2 次の各号に掲げる事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める様式により、議長に報告するものとする。

- (1) 会派を結成したとき。 会派結成届(別記様式1)
- (2) 会派の役員を選任したとき。 会派役員選任届(別記様式2)
- (3) 会派に変更があったとき。 会派変更届(別記様式3)
- (4) 会派が解散したとき。 会派解散届(別記様式4)

3 議長は、報告を受けたときは、速やかに議員及び関係機関等に通知する。

(構成)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、各会派ごとに、その所属議員4名につき1名の割合により選出された委員をもって構成する。

2 前項の規定により条例第4条第2項に規定する委員の定数(以下「定数」という。)に達しないときは、端数のある会派からその端数の多い順に、定数に達するまで1名ずつ選出する。ただし、その端数が同数の場合には、4人未満の会派を優先し、4人以上の会派については委員会

の決定するところによる。

- 委員の所属する会派が、前条に定める会派の要件を満たさなくなったとき、又は、委員が所属する会派を離脱したときは、当該委員は直ちに委員を辞任するものとする。

(決定の遵守)

第4条 委員会で決定した事項については、各会派の責任において、これを遵守しなければならない。

(その他)

第5条 この規約に定めるもののほか、委員会運営に関し、必要な事項は、委員会が定める。

付 則

- この規約は、平成3年6月14日から施行する。
- 東京都足立区議会運営委員会規約（昭和57年3月30日全員協議会決定）は廃止する。

付 則（平成7年5月26日区議会議長決定）

この規約は、平成7年5月26日から施行する。

付 則（平成12年3月31日区議会議長決定）

この規約は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成26年4月1日区議会議長決定）

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成26年9月1日区議会議長決定）

この規約は、平成26年9月1日から施行する。

別記様式2（第2条関係）

会派役員選任届

年 月 日付をもって、下記のとおり会派役員を選任したので届け出ます。

記

役 職 名	氏 名

年 月 日

幹事（団）長

印

足立区議会議長

様

別記様式3（第2条関係）

会 派 変 更 届

議会運営委員会規約第2条の規定により、 年 月 日付
をもって、下記のとおり会派に変更ありましたので届け出ます。

記

区 分	新	旧
会派の名称		
代表者氏名		
所属議員の異動		加入・脱退・その他
		加入・脱退・その他

年 月 日

足立区議会議長

様

幹事（団）長

印

